

2021年11月5日

各 位

大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
株式会社FOOD & LIFE COMPANIES
代表取締役 水留 浩一

吸収分割にかかる事前開示事項

当社は、2021年11月5日付で、株式会社あきんどスシローとの間で締結した吸収分割契約に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、当社を吸収分割承継会社、株式会社あきんどスシローを吸収分割会社として、株式会社あきんどスシローが全事業に関して有する知的財産権及びこれらに関して有する一切の権利義務を当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたします。

本吸収分割に関して会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1記載のとおりです。
2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）
当社は、本吸収分割に際して、対価を交付致しませんが、当社が吸収分割会社である株式会社あきんどスシローの完全親会社であることから相当であると判断しております。
3. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）
 - (1) 吸収分割会社（株式会社あきんどスシロー）の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2記載のとおりです。
 - (2) 吸収分割会社（株式会社あきんどスシロー）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
4. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第192条第6号）

当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

本吸収分割により、当社は既発生の金銭債務を承継いたしません。

当社の2020年9月30日現在の貸借対照表における資産の額は78,510百万円、負債の額は63,575百万円、純資産の額は14,936百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等にかんがみて、当社の負担する債務については、本吸収分割後の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸収分割契約書

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES (以下、「甲」という。)と株式会社あきんどスシロー (以下、「乙」という。)は、甲が乙の全事業に関して有する知的財産権及びこれらに関する一切の権利義務を承継し、乙はそれを承継させる吸収分割 (以下、「本吸収分割」という。)を行うことに合意し、以下のとおり、吸収分割契約 (以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条 (本吸収分割)

乙は、本契約に定めるところに従い、第4条に規定される本効力発生日をもって、吸収分割の方法により、商標権、特許権及び意匠権を含む甲が全事業に関して有する知的財産権 (知的財産基本法 (平成14年法律第122号) 第2条第2項に規定される「知的財産権」という。)及びこれらに関して有する一切の権利義務 (知的財産権に関するライセンス契約上の権利義務を含み、以下、「本承継対象権利義務」という。)を甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第2条 (承継会社及び分割会社の商号及び住所)

本吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社乙の商号及び住所は以下のとおりである。

吸収分割会社 (乙)

商号：株式会社あきんどスシロー

住所：大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号

吸収分割承継会社 (甲)

商号：株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES

住所：大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号

第3条 (本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項)

甲が乙の完全親会社であることから、本吸収分割に際して対価の交付は行わない。

第4条 (本吸収分割の効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日 (以下、「本効力発生日」という。)は、2022年1月1日とする。但し、本吸収分割の手の進行等に応じて本効力発生日を変更する必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条 (本契約の解除・変更)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、本承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、協議の上、合意により、本契約を

変更し又はこれを解除することができる。

第6条（公租公課・費用の負担及び精算）

1. 本承継対象権利義務に関して発生するロイヤリティ等の収益、本承継対象権利義務に対して課せられる公租公課及び本承継対象権利義務に必要となる費用については、本効力発生日を基準に日割り計算により精算するものとし、本効力発生日の前日までの期間に対応する部分は乙の収益及び負担とし、本効力発生日以降の期間に対応する部分は甲の収益及び負担とする。
2. 甲及び乙は、相手方が受けるべき収益に関する支払等を受けた場合には、当該相手方に対し、速やかにその旨を通知するとともに、速やかに当該収益相当額を相手方に対し償還するものとする。
3. 甲及び乙は、相手方の負担すべき費用、公租公課等について請求を受けた場合には、当該相手方に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

第7条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第8条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約に関して生じた疑義については、誠実に協議をすることにより、これを解決するよう努めるものとする。

以上を証するため、正本1通を作成し、甲及び乙の各代表者が押印の上、甲が正本を保有し、乙がその写しを保有する。

2021年11月5日

甲：大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES
代表取締役社長 水留 浩一

乙：大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
株式会社あきんどスシロー
代表取締役社長 堀江 陽

事業報告書

第 9 期

〔 令和元年10月1日から
令和2年9月30日まで 〕

1. 会計監査人に関する事項
2. 株式会社の業務を適正に確保するための体制の整備に関する事項

株式会社あきんどスシロー

事業報告
〔 2019年10月1日から
2020年9月30日まで 〕

1. 当事業年度の事業の状況

当事業年度におきましては、33店舗出店、2店舗退店したことにより、当事業計年度の業績は、売上高192,704百万円（前事業年度比0.7%減）、営業利益10,356百万円（前事業年度比14.5%減）、税引前利益9,748百万円（前事業年度比16.2%減）、当期純利益5,423百万円（前事業年度比21.2%減）となりました。

2. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 有限責任あずさ監査法人
(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	百万円
合 計	23百万円

(注1) 監査役は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の都合によるほか、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する場合または監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じたときは、監査役は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議事項とすることを取締役会に請求するとともに、取締役会は本件について審議し適切な対応を図ってまいります。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び執行役員は、企業理念である「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」、法令並びに社内規程を遵守し、コンプライアンスの徹底を率先して実行してまいります。

コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、代表取締役を委員長、社外有識者などを構成員とする内部統制委員会を設置し、委員会の定期的開催を通じて全社横断的に必要な改善措置・全社的啓蒙策を講じております。また、内部統制委員会は、取締役会に適宜状況報告を行っております。

各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役会及び監査役に適宜状況報告を行う体制を整えております。

法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合は直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整えております。

法令・定款・社内規程違反行為等のホットラインとして通報・相談窓口を設置し、法令遵守並びに社内規程違反に関する情報の早期把握及び解決を図ってまいります。

反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて、断固としてこれを拒否いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役等の職務執行に係る情報及び文書等は、関係規程並びに法令に基づき、担当部署が適切に保存及び管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業の継続的發展を脅かすあらゆるリスクを把握し、当社のトータルリスクマネジメント体制を整備するため、リスク管理規程を定め、内部統制委員会を設置しております。

内部統制委員会は、当社におけるリスクについて担当部署より定期的にリスク情報の報告を受けて常時リスク把握を行い、取締役に状況報告を行うとともに、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整えております。

緊急事態発生時の対策は、クライシス管理規程を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的（月次・四半期・半年期・年間）にその進捗状況を確認しております。

取締役会の効率性及び適正性を確保するため、「取締役会規程」を定めております。

執行役員制度を導入し、「執行役員規程」及び「経営会議規程」を定めるとともに、経営会議を設置します。経営会議は原則週次で行い、取締役会付議事項及びその他業務執行に関して予め審議するにより迅速かつ慎重な意思決定を行っております。

内部統制委員会は、取締役に対し適宜状況報告を行う体制を整えております。

各取締役及び各執行役員は、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、責任範囲と決裁手続を明確化して職務の効率性を確保しております。

(5) 株式会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、当社グループ共通の経営理念をはじめコンプライアンスに関する規程を定め、これを周知徹底いたします。ただし、海外においては当該国の法令・慣習等の違いを勘案し、段階的な導入を進める等、適切な整備に努めてまいります。

当社グループの役員または管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有しております。

当社の内部監査部門は、当社グループ各社の要請を受けて当社グループ全社の内部監査を定期的実施しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき者として、専門性及び知識面において適任者を任命することとします。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役等からの独立を確保するものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役と取締役及び使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に監査役が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役及び使用人が適切に対応できる体制を整えております。
取締役及び使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合、直ちに監査役に報告する体制を整えております。
取締役及び使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査役に報告する体制を整えております。
各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査役が必要に応じて閲覧することができる体制を整えております。
- (8) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整えております。
内部監査部門と監査役との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努めてまいります。
監査役が業務に関する説明または報告を求めた場合、取締役及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整えております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は次のとおりです。

- ・当事業年度においては、取締役会を34回開催、内部統制委員会を11回開催しました。
- ・使用人に対するコンプライアンスの啓発活動として、「コンプライアンス相談窓口だより」を配信するとともに、法務部門により、法務及びコンプライアンスに関する各種研修を実施しました。
- ・コンプライアンス相談窓口に入電された情報は、内部統制委員会で情報共有を図るとともに、適切に対応しました。
- ・内部監査室は、当社の事業拠点に対して、業務執行の適正性や法令等の適合性に関する内部監査を行いました。
- ・監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、適宜発言を行っております。
- ・内部統制委員会において、定期的にはリスク情報の確認及び再点検を実施した上で、これをグループ内部統制委員会に報告・共有し、管理しております。
- ・反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、取引先への事前審査及び年に1回のサイクルで継続取引先の再審査を実施しております。

計 算 書 類

第 9 期

〔 2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで 〕

- 1 . 貸 借 対 照 表
- 2 . 損 益 計 算 書
- 3 . 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- 4 . 個 別 注 記 表

株式会社あきんどスシロー

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,011	流 動 負 債	42,070
現 金 及 び 預 金	7,609	買 掛 金	11,247
売 掛 金	4,510	1 年 以 内 返 済 予 定 金	13,118
食 材 及 び 貯 蔵 品	1,397	関 係 会 社 長 期 借 入 金	461
前 払 費 用	973	リ ー ス 債 務 金	11,435
そ の 他	523	未 払 費 用	165
未 払 法 人 税 等		未 払 消 費 税 等	595
固 定 資 産	75,789	未 払 消 費 税 等	3,155
有 形 固 定 資 産	22,622	前 受 金	8
建 物	11,874	預 り 金	1,019
構 築 物	1,679	賞 与 引 当 金	687
機 械 装 置	2,094	資 産 除 去 債 務	174
車 両 運 搬 具	17	そ の 他	6
工 具 器 具 備 品	5,848	固 定 負 債	2,255
地 地	240	リ ー ス 債 務	214
建 設 仮 勘 定	869	資 産 除 去 債 務	1,960
無 形 固 定 資 産	42,648	そ の 他	81
の れ ん	42,205	負 債 合 計	44,325
ソ フ ト ウ ェ ア	332	(純 資 産 の 部)	
施 設 利 用 権	70	株 主 資 本	46,475
そ の 他	41	資 本 金	100
投 資 そ の 他 の 資 産	10,519	資 本 剰 余 金	36,059
長 期 前 払 費 用	221	資 本 準 備 金	25
繰 延 税 金 資 産	2,407	そ の 他 資 本 剰 余 金	36,034
敷 金 保 証 金	7,914	利 益 剰 余 金	10,316
貸 倒 引 当 金	24	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,316
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,316
資 産 合 計	90,800	純 資 産 合 計	46,475
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	90,800

損益計算書

〔 2019年10月1日から
2020年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		192,704
売上原価		93,369
売上総利益		99,335
販売費及び一般管理費		88,979
営業利益		10,356
営業外収益		
受取利息	21	
保険金収入	25	
損害賠償金	35	
その他	89	170
営業外費用		
支払利息	216	
固定資産除却損	36	
その他	38	290
経常利益		10,237
特別利益		
株式報酬受入益	73	73
特別損失		
減損損失	562	
その他	1	563
税引前当期純利益		9,748
法人税、住民税及び事業税	4,036	
法人税等調整額	289	4,325
当期純利益		5,423

株主資本等変動計算書

〔 2019年10月1日から
2020年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益金	利益剰余金 合計	
2019年10月1日残高	100	25	36,034	36,059	6,912	6,912	43,071
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					2,019	2,019	2,019
当期純利益					5,423	5,423	5,423
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							
事業年度中の 変動額合計					3,404	3,404	3,404
2020年9月30日残高	100	25	36,034	36,059	10,316	10,316	46,475

	純資産合計
2019年10月1日残高	43,071
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	2,019
当期純利益	5,423
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）	
事業年度中の 変動額合計	3,404
2020年9月30日残高	46,475

個別注記表

〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

食	材	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。	
貯	蔵	品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～31年
工具器具備品	2年～19年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

のれんについては、20年間の定額法により償却をしております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2)連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

(4)外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し保証を行っております。

株式会社スシローグローバルホールディングス 36,741百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,592百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額1,767百万円が含まれております。

3. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 46百万円

短期金銭債務 16,447百万円

4. 取締役に対する金銭債務は次のとおりであります。

長期金銭債務 10百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

仕入高 93,307百万円

販売費及び一般管理費 6,067百万円

営業取引以外の取引高 205百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当 事 業 年 度 当 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 当 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 当 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
発行済株式数				
普通株式	41,200,762,837			41,200,762,837
合 計	41,200,762,837			41,200,762,837

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年9月24日 取締役会	普通 株式	2,019	4.9銭	-	2020年9月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
減価償却費	1,257
資産除去債務	727
未払労働保険料	52
未払社会保険料	34
未払事業税	140
賞与引当金	234
その他	282
繰延税金資産小計	2,727
評価性引当額	81
繰延税金資産合計	2,646
繰延税金負債	
建物(資産除去債務)	239
繰延税金負債合計	239
繰延税金資産純額	2,407

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主として親会社借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は取引先の信用リスクに晒されております。

敷金保証金は、賃貸借契約に係る敷金及び建設協力金であり、相手先の信用リスクに晒されておりますが、開発部が相手先の状況を定期的にモニタリングし、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は原則2ヶ月以内の支払期日であり、未払金、未払消費税等は1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	7,609	7,609	-
(2)売掛金	4,510	4,510	-
(3)敷金保証金	7,914		
貸倒引当金	24		
	7,890	7,905	15
資産計	20,008	20,023	15
(1)買掛金	11,247	11,247	-
(2)未払金	11,435	11,435	-
(3)未払法人税等	595	595	-
(4)未払消費税等	3,155	3,155	-
(5)1年内返済予定関係会社長期借入金	13,118	13,118	-
(6)リース債務	675	673	2
負債計	40,226	40,223	2

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項は、次のとおりであります。

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、想定した賃貸借契約期間等に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定した額より貸倒見積高を控除した金額を時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年以内返済予定関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年以内返済予定リース債務を含めて記載してあります。

〔関連当事者の取引に関する注記〕

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 スシロー グローバル ホールディング ス	被所有 直接 100%	食材等の 仕入 資金の借入 債務の保証 役員の兼任 業務対価費用 配当金の支払 連結納税	食材等の 仕入 (注)1	90,216	買掛金	11,247
				借入金 の返済 (注)2	4,168	1年以内 返済予定 関係会社 長期借入金	13,118
						関係会社 長期借入金	
				債務の保証 (注)2	205	未払費用	0
				債務の保証 (注)3	36,741		
				業務対価費用(注)4	6,056	未払金	2,215
				配当金の支払	2,019		
				法人税 の支払 (注)5	1,638	未払金	2,567

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 同社からの仕入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
2. 同社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は11,454百万円については3ヶ月ごとの元金均等返済、10,000百万円については残期間1年6ヶ月で返済期日一括返済としております。
3. 同社が締結した金銭消費貸借契約上の債務(同社の借入金)を金融機関に保証しております。なお、保証料の受取は行っておりません。

4. 同社の人件費と経費のうち、あきんどスシロー見合い分であります。
5. 連結納税制度による、連結法人税の支払額であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	1円13銭
1株当たり当期純利益	0円13銭

〔減損に関する注記〕

事業資産の減損

当社が、業績が悪化している店舗について損益計算書に計上している減損損失は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
建物	286
構築物	16
機械装置	94
工具器具備品	166
合計	562

- 〔注〕
1. すべての減損損失は事業資産から生じたものであり、損益計算書の特別損失に含まれます。
 2. 各店舗を資金生成単位として、事業資産の減損テストを実施しております。今後使用する予定のない遊休資産は、独立した資金生成単位として減損テストを実施しております。
 3. これら資産の回収可能価額(132百万円)は、11.0%の割引率を用いた使用価値に基づいております。
 4. 減損損失を認識した店舗は、7店舗であります。

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔追加情報〕

新型コロナウイルス感染症の当社の影響につきましては、緊急事態宣言は解除され落ち着きを取り戻しつつあるものの、日本のみならず海外においても第二波の発生による感染拡大や臨時休業・営業時間短縮の再要請の発生、それに伴う消費の低迷など将来的な影響は不透明な状況にあります。

そのような状況を踏まえ、当社としては、新型コロナウイルス感染症による影響は2021年9月期まで続き、2022年9月期に回復するとの仮定を置いて、事業資産の減損等の会計上の見積もりを行っております。

監 査 報 告 書

私は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法にて監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月18日

株式会社あきんどスシロー

監査役 納塚 善宏

署名

.....

以上

独立監査人の監査報告書

2020年11月16日

株式会社あきんどスシロー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あきんどスシローの2019年10月1日から2020年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上